

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社タカショーと称し、英文は TAKASHO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 造園および庭園資材の製造ならびに販売
- 2 エクステリアに関する資材ならびに製品の販売
- 3 山産物の販売
- 4 竹材、竹製品、民芸品の加工および販売
- 5 日用品、荒物、ロープの加工および販売
- 6 室内家具、室内インテリア用品の販売
- 7 建築材料、内装材料の販売
- 8 日曜大工用品の販売
- 9 照明機器の販売
- 10 庭園、園芸用品の通信販売
- 11 庭園、園芸用品の輸入および輸出
- 12 コンピュータのソフトウェアの開発および販売
- 13 印刷物の企画・立案・制作および出版ならびに販売
- 14 サイン商品の企画、開発、販売、施工、設計、制作
- 15 酒類、飲食料品の販売ならびに飲食店およびカルチャー教室の経営
- 16 書籍の販売
- 17 植物、肥料、農薬、毒物、劇物の販売
- 18 建築工事業
- 19 とび・土工工事業
- 20 鋼構造物工事業
- 21 板金工事業
- 22 造園工事業
- 23 電気工事業
- 24 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を和歌山県海南市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱は、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年1月20日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヵ月以内に招集する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

(決議)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、他の議決権ある株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(役付取締役の分掌)

第21条 代表取締役社長は、当社の業務を総轄し、専務取締役および常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

2 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第24条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

(監査役の任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を若干名を選定する。

(監査役会)

第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年1月21日から翌年1月20日までとする。

(剰余金の配当)

第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をおこなうことができる。

- 2 当社は取締役会の決議により毎年7月20日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。